

## 安足土木事務所 境界確認事務処理方法

### 1 境界同意を求める範囲

①隣接者 … 道路・河川とも原則として必要。ただし、隣接地が協定済区間であれば不要

②対側地所有者 … 道路・河川とも状況に応じて要否を判断。考え方は下記のとおり。

〔道路〕原則として必要であるが、対側地が協定済区間である、対側地が土地区画整理事業等により確定している、又は県杭等が現存し、道路台帳附図等関係図面と現況との照合により、道路幅が確保されていることを確認できる場合は不要。

〔河川〕原則として不要。ただし、下記 a、b の場合は対側同意が必要。

- a 区域指定がない場合。ただし、次のいずれかに該当する場合は不要。
- ・対側地が協定済区間である。
  - ・対側地が土地改良事業等により確定している。
  - ・既存図面等と現況の照合により、河川幅については公図幅と同等以上の値が確保されていることを確認できる。

- b 区域指定（河川区域図）はあるが、現況が河川区域図と明らかに相違しており、実際の河川区域の範囲が河川区域図等既存図面との照合では確認できない場合

#### 【補足説明】

隣接地又は対側地について、共有名義になっている、登記上の土地所有者が死亡していて相続手続きが行われておらず相続人が複数存在する等、名義人が複数となる場合は、原則として全員から同意の記名・押印を取ることとする。（困難な場合は、下記 3 の②の

【補足説明】のとおりとする。）

### 2 県杭等の設置を求める範囲

#### 協定区間

#### 【補足説明】

- ・原則として、協定区間の両端点に県杭を設置する（地面の状況により設置不可の場合を除く）。ただし、状況に応じて境界標の種類を金属標等とする場合あり。
- ・協定区間内の折れ点等については、申請者の必要に応じて境界標を設置する。  
設置する場合、境界標の種類は申請者（委任を受けた土地家屋調査士）の任意とする。
- ・対側同意を求めた場合、対側地側における県杭等設置は不要

### 3 境界確認申請書等の様式及び添付書類

様式は別添「様式集」のとおり。添付書類は下記①、②のとおり。

#### ①境界確認申請書の添付書類 各 1 部 (境界確認申請書の裏面に詳細説明あり)

##### ・提出書類

- 案内図、位置図、公図写し（協定区間、隣接地及び対側地が登載されているもの）
- 隣接する土地所有者一覧表（様式あり）
- 実測図（境界立会前の協議用）
- その他参考となる図面等（申請地付近の土地に係る既存地積測量図等）

※ 公図写し、実測図等の関係図面には協定区間線を赤書きすること。

※ 土木事務所から提供する書類（土木事務所に備え付けてある場合）

〔道路〕道路台帳附図（測定基図、敷地図）

〔河川〕河川区域図

〔道路・河川 共通〕申請地付近の土地に係る過去の境界協定図写し、用地測量図

##### 【補足説明】

土木事務所職員との境界立会いは、同意を求める県以外の者（隣接者、対側地所有者）との立会いが終了した後に行うこと。

#### ②境界協定書の添付書類 2 部

※ 協定書を表にして、次の a から d までの書類を記載の順に綴り、製本した状態で提出する。同意者全員の押印が必要となる。（協定書は原則袋とじとし、袋とじの場合は表裏に、左側長辺ホチキス留めの場合は各用紙間に押印する。）

〔道路・河川 共通〕 a 境界同意書（様式あり）→ b 位置図 → c 公図写し → d 協定図

※ 境界立会后、新たに設置した境界標がある場合はその写真を添付する。  
（協定書への綴り込み不要、提出 1 部）

##### 【補足説明】

土地の名義人が複数であり、全員から同意の記名・押印を得ることが困難な場合は、下記の追加書類が必要となる。（協定書への綴り込み不要、提出 1 部）

- ・隣接地又は対側地の所有者が死亡しており相続手続きが行われていない場合  
〔道路・河川 共通〕相続人代表の誓約書
- ・隣接地又は対側地が共有地であり、共有者多数等の場合  
〔道路・河川 共通〕名義人代表者の誓約書、名義人全員の名前がわかる書類

#### 4 境界協定（確定）図の作製方法

※ 境界協定（確定図）は、必ず土木事務所の境界確認事務担当者と具体的な作製方法に係る打合せを行ってから作製すること。

- ①用紙の規格 … A 4 以上（一般的に A 3）
- ②縮尺 … 協定区間及び隣接地等が用紙 1 枚に入る最大の縮尺（1/250～1/500 程度）
- ③記載方法
  - ・境界協定（確定）区間を赤書き
  - ・道路又は河川名を該当箇所に記載
  - ・協定区間の端点が直線の途中に存在する場合は、当該直線の端点まで記載
  - ・各測点（境界標及び計算点、以下同じ）に記号番号を記載
  - ・各測点間の距離を記載
  - ・協定区間内の各測点から対側側の測点まで点線で結び、点間距離を記載。協定区間内の測点 1 箇所につき、対側側 2 箇所以上の測点と点線で結ぶ。  
なお、各測点は、現況に即した位置に設ける必要があるとともに、道路台帳附図、河川区域図等の図面と照合する際に判別しやすい位置に設ける必要があることから、境界立会の前に、土木事務所の境界確認事務担当者と十分協議の上、位置決めを行うこと。
  - ・協定区間の端点付近から対側側に向かって垂線を引き点間距離を記載（垂線は、道路・河川の幅を確認するため設ける。少なくとも 2 箇所記載のこと。）
  - ・トラバース点を記載
  - ・各測点及びトラバース点の「座標一覧」を掲載
  - ・境界標等の凡例を掲載
  - ・協定区間に隣接する民有地（申請地）及びその隣接地（対側同意を取った場合は対側地も含む）について、公図又は登記簿における市町字名、地番、所有者、筆界線を記載
  - ・図中に協定済区間が存在する場合は、その範囲と協定年月日を記載
  - ・必要に応じて、構造物（道路・河川の構造物、ブロック塀等）を参考記載